

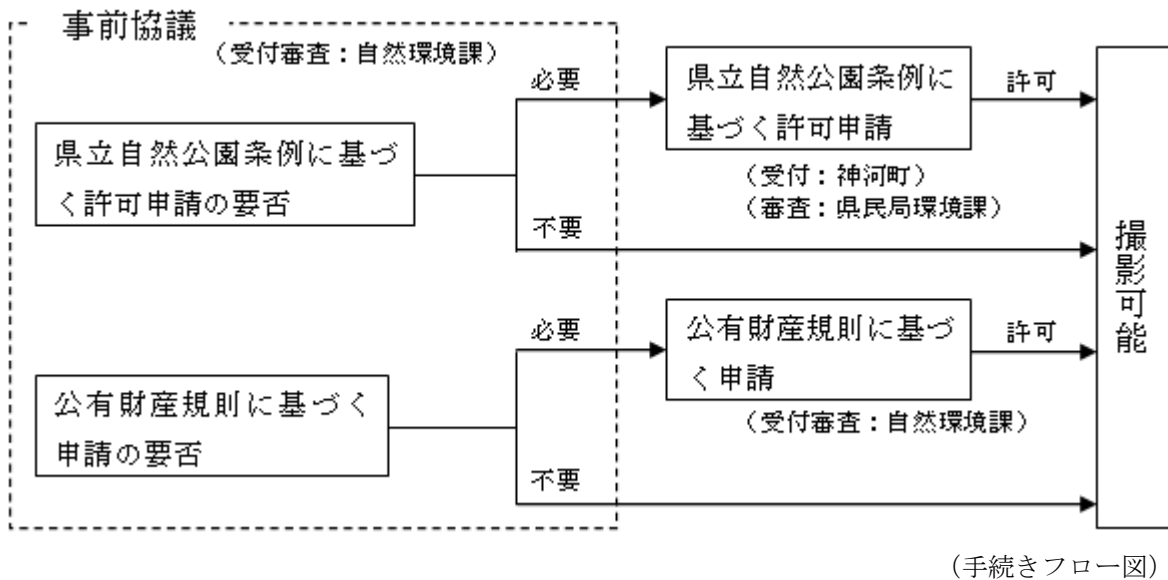
大河内高原内での商業用撮影に関する取扱要領

1 目的

この取扱要領は、大河内高原の優れた景観を保全し、快適な利用に供することを目的とし、大河内高原内の兵庫県が所有し、又は管理する土地における商業用撮影が適正かつ円滑に行われるために必要な事項を定めるものとする。

2 事前協議

- (1) 撮影を行おうとする者（以下「撮影行為者」という。）は、事前に「撮影企画書」（別紙1）を兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課に提出し、兵庫県立自然公園条例（以下、「条例」という。）に基づく許可申請の要否、公有財産規則に基づく申請の要否の判断を得なければならない。
- (2) 事前協議の結果、申請が必要との判断がなされた場合、撮影行為者は兵庫県知事に対し必要な申請を行わなければならない。
- (3) 許可申請の審査には、約4週間要するので注意すること。



3 許可申請の要否について

(1) 県立自然公園条例の解釈

①許可を要する行為

- ・工作物を土地に定着する行為（条例第9条第4項1号）
（注）人力運搬が不可能なものを置く行為、撮影用レールを設置する行為、天幕を設営する行為等も含まれる。
- ・乗入れ規制地区内で車馬、動力船を使用し、航空機を着陸させる行為（条例第9条第4項16号）

②許可を要しない行為

- ・人力運搬が可能な小規模撮影機材等を置く程度の行為。
（注）人力運搬が可能な小規模撮影機材等とは、小型のカメラ三脚、ケーブル、バッテリー、収録モニター、録音デッキ、照明レフ版、スタンド、イス等をいう。
- ・乗入れ規制地区内の管理用林道において車馬等を使用する行為

(2) 公有財産規則の解釈

①目的外使用許可（貸付）を必要とする行為

- ・用地を排他的に利用する行為
- ・用地を1ヶ月程度継続的に利用する行為

②一時使用許可（一時貸付）を必要とする行為

- ・①以外の行為のうち、使用する面積が大きい或いは同じ場所に1時間以上留まっていた作業がある行為

③一時使用許可（一時貸付）を必要としない行為

- ・①②以外の行為
- ・兵庫県が実施する事業で行う撮影行為

4 許可基準

(1) 兵庫県立自然公園条例

自然公園法施行規則第11条に準拠する。

(2) 公有財産規則

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、次のいずれかに該当する場合に限り、使用許可をすることができる。

ア 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するために使用するとき

イ 公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために短期間使用するとき

ウ 社会教育の用に供するために使用するとき

5 許可の取消し

兵庫県知事は、次の各号に該当する場合は、公有財産規則に基づく使用許可を取り消すことができる。

- (1) 公用若しくは公共の用に供するため必要を生じた場合
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認める場合
- (3) 申請内容に虚偽があった場合

6 注意事項

撮影行為者は申請の有無に関わらず、撮影にあたっては「撮影に関する注意事項」（別紙2）を遵守すること。

7 施行日

平成26年 4月 1日施行

令和 2年 8月31日施行